

伊予市文化交流センター 指定管理者募集要項

令和4年8月

伊 予 市

伊予市文化交流センター 指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

伊予市又は伊予市教育委員会（以下「市等」という。）では、伊予市文化交流センター（以下「交流センター」という。）の管理運営に関する業務を効果的かつ効率的に行えるよう、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入します。

指定管理者の指定に当たっては、伊予市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 197 号。以下「指定手続条例」という。）第 2 条の規定により広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

- | | | |
|-----|-------|---|
| (1) | 施設の名称 | 伊予市文化交流センター |
| (2) | 所在地 | 愛媛県伊予市米湊 7 6 8 番地 2 |
| (3) | 沿革 | 令和元年 7 月竣工 令和 2 年 4 月 1 日開館 |
| (4) | 構造 | 鉄筋コンクリート造 3 階建（一部鉄骨造） |
| (5) | 敷地面積 | 7,428.30 m ² |
| (6) | 延床面積 | 5,580.58 m ² |
| (7) | 施設内容 | 文化ホール・地域交流館・図書館・共用スペース・その他 |
| (8) | 設置目的 | 市民の文化芸術活動や生涯学習の推進を図り、「ひと・まち・文化」が出会い、つながる仕組みを創ることを目的とする。 |

3 申請をすることができる者の資格等

(1) 申込資格

ア 指定管理者の指定手続きに申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者に限ります。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合も含む）の規定により、市等における一般競争入札等の参加を制限されている者。

(イ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。

(ウ) 市等における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公平な手続きを妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）

(オ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体。

(カ) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者若しくは管理人を含む。）のうちに、次の各号のいずれかに該当する者がいる団体。

- ① 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項及び第 168 条第 7 項において準用する場合も含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者。
- ② 成年被後見人又は被保佐人。
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ④ 禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ⑤ 暴力団対策法（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条若しくは暴力行為等処罰ニ関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ⑥ 暴力団の構成員等

イ 下記の全ての条件を満たしている者。

平成 29 年以降、公共団体による委託において、同種・類似の複合型文化施設の指定管理を行った実績を有すること。

※ 同種・類似の複合型文化施設

同種 … 文化ホール（劇場）若しくは図書館を含む複合型文化施設。

類似 … 多用途の文化的機能（公民館・博物館等）を含む複合型文化施設。

（2） 申込資格の留意事項

ア 団体は、株式会社その他の法人、任意団体等の組織の形態を問わないが、個人は申請資格を有さない。

イ 複数の法人等が構成する団体（以下「グループ」という。）で応募する場合は、次の事項に留意すること。

（ア） グループで応募する場合、代表団体を定めるものとする。

（イ） 単独で応募した団体は、グループの構成員（構成団体）となることはできない。

（ウ） グループの応募において、同時に複数のグループの構成となることはできない。

（エ） グループのすべての構成員が、上記の応募資格を満たしていることが必要である。

（オ） 提出期限終了後の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。

（カ） 応募に関する事務は、すべてグループの代表者を通じて行わなければならない。また、市等が当該代表者に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に対して行ったものとみなす。

4 申込等

(1) 募集スケジュール

項目	実施期間
募集要項の配付	令和4年8月17日(水)～9月5日(月)
説明会	令和4年8月19日(金)
申込に関する質問書の受付	令和4年8月25日(木)～8月31日(水)
申請書類の受付	令和4年8月25日(木)～9月12日(月)
選定委員会(ヒアリング)	令和4年10月7日(金)
選定結果の通知	令和4年10月中旬
指定管理者の指定	令和4年11月
協定の締結	令和4年11月～12月
指定管理者への管理移行の準備期間	協定締結後～3月末日
指定管理者の管理開始	令和5年4月1日～

(2) 問い合わせ先

〒 799-3113 愛媛県伊予市米湊 768 番地 2

伊予市教育委員会事務局 社会教育課 (伊予市文化交流センター)

電話: 089-909-3266 F A X : 089-982-4353 電子メール: s-kyouiku@city.iyo.lg.jp

(3) 現地説明会

下記のとおり現地説明会を開催しますので、参加を希望する場合は、事前連絡をした上で、交流センターへ集合してください。

ア 開催日時 令和4年8月19日(金) 14時～

イ 開催場所 交流センター 2階 会議室201

ウ 参加人数 各団体 3名以内

エ 申込方法 現地説明会参加申込書(様式第3号)を郵送、F A X又は電子メールのいずれかにより、8月10日(水)17時15分までに提出してください。

オ 申込先 (2) 問い合わせ先と同じ

(4) 資料の閲覧

関係資料の閲覧を希望する場合は、交流センターへ連絡し、予約の上、閲覧すること。

ア 閲覧場所 (2) 問い合わせ先と同じ

イ 閲覧期間 令和4年8月17日(水)から9月5日(月)まで
ただし、開館日の9時から17時15分までとします。

ウ 閲覧書類 (ア) 募集要項
(イ) 指定管理者業務仕様書
(ウ) 申請関係書類等様式
(エ) 関係条例・規則
(オ) その他参考資料

(5) 申込に関する質問書の受付

指定管理に関する質問事項を下記のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和4年8月25日（木）から8月31日（水）まで

イ 受付方法 募集に関する質問書（様式第4号）に記入の上、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで提出してください。ただし、FAX及び電子メールの場合は、送信したことを電話で連絡をしてください。（電話、口頭による質問は受け付けません）

また、質問書の提出から1週間を経過しても回答書が届かない場合は、電話で連絡をお願いします。

ウ 提出先 （2） 問い合わせ先と同じ

エ 回答方法 質問者に電子メール又はFAXで回答するほか、申込にあたっての重要な共通事項などは、できるだけ速やかに市公式ホームページに掲載します。
※公表の際、質問者名は明示しません。

（6） 申請書類の受付

ア 受付期間 令和4年8月25日（木）から9月12日（月）まで
ただし、開館日の9時から17時15分までとします。

イ 受付方法 申請書類の提出は持参又は郵送とします。（持参の場合は、9月12日17時15分までに到達したものを有効とする。郵送の場合は、9月12日必着とする。）

ウ 提出書類

申請書等提出書類は、市等が定めた所定の様式を使用してください。（様式は、交流センターで配布、若しくは市公式ホームページ上からダウンロードすること。）

（ア） 伊予市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）

（イ） 申告書（様式第2号）

エ 提出部数 正本1部、副本10部（コピー可）

※（ア）、（イ）は、正本のみで可

※（ア）に添付する提出書類は、正本のみで可（「管理を行う公の事業計画書」（以下「事業計画書」という。）、「管理における収支計画書」（以下「収支計画書」という。）は、副本10部必要）。

※様式サイズは日本工業規格A4版、文字ポイントは10ポイント以上とし、図や表等を使って見やすいレイアウトとすること。また、内容については、可能な限り具体的に記載すること。

オ 提出先 （2） 問い合わせ先と同じ

（7） 申込に関する留意事項

ア 申込に係る経費はすべて申込者の負担とします。

イ 申請書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

ウ 申込者は、選定委員に対し本件申込についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

エ 提出された申請書類は、返却しません。

オ 提出された申請書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。

カ 提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市等は指定管理者の公表等必要

な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

キ 受付期間後における申請書類の再提出及び差し替えは認めません。

ク 提出された申請書類は、伊予市情報公開条例（平成 17 年条例第 17 条）に基づく情報公開請求の対象となります。

ケ 書類を提出した後に辞退する場合は辞退届（様式第 5 号）を提出してください。

5 選定の基準

（１） 指定管理者の選定

指定管理者の選定は、伊予市公の施設における指定管理者選定委員会（指定手続条例施行規則（平成 17 年規則第 142 号）第 5 条。以下「選定委員会」という。）において、次項の基準に照らし、書類審査及びプレゼンテーションによる総合評価を行います。審査の結果、最低基準点数（満点の 6 割）を満たし、最高得点を得た者を、交流センターの管理を行うのに最も適当と認める団体として指定管理者候補者に選定します。また、最高得点が同点であった場合には、選定委員会の協議により指定管理候補者を選定します。

また、申請者が 1 者のみの場合であっても、審査は実施し、獲得した評価点の 6 割以上を満たしている場合は、交流センターの管理を行うにふさわしい者であったと判断し、指定管理者候補者として選定します。

（２） 選定基準

項 目		内 容	配点
指定管理者としての適正	管理運営実績	同種・類似施設の良い管理運営実績があるか。	10
施設の管理運営に対する基本的な考え方	施設の設置目的達成に向けた管理運営方針	施設の設置目的や管理運営実施計画を十分理解しているか。また、それを達成するのにふさわしい管理運営方針を確立しているか。	10
	個人情報の保護	個人情報保護のための適切な措置がされているか。	10
管理運営体制	組織体制及び適正な職場環境の構築	施設の管理体制が明確に示されており、職員の採用・確保の方策は適切か。また、職員の配置や勤務シフト等、労働条件は適正に配慮されているか。	10
	施設の維持管理	舞台運営や清掃、設備の保守点検等を含めた施設の維持管理業務について、基本的な考えができていないか。また、緊急時の対策や支援体制が整っていないか。	10
	市民・団体等との参画協働	市民や利用者、市役所や企業等との連携・協力に向けた提案がなされているか。	15

施設にふさわしい事業等の取組	複合施設の特性を生かした取組	複合施設の特性及び諸室（スペース）を生かした事業の実施、サービス内容等、現実的で魅力的な提案になっているか。	15
	市等指定の事業の実施	市等の指定する自主事業について、現実的かつ具体的な提案がなされているか。	15
	読書推進に向けた取組	図書館において、読書推進につながる具体的な提案がなされているか。	15
	有料施設の稼働率向上	文化ホール・地域交流館の稼働率向上に向けた具体的な提案がなされているか。	15
	情報発信	施設の情報発信が、適正かつ魅力的なものであり、市内外からの利用促進が期待できる方法となっているか。	10
適正な収支計画	指定管理料の適正な収支計画	稼働率に見合った収入及び必要な経費を適正に計上し、指定管理料に反映しているか。また、指定管理料縮減の提案がなされており、適正且つ効果的であるか。	15
合 計			150

（３） 書類審査及びヒアリングについて

ア 提出された申請書類については、書類の不備、申請資格・申請条件を満たしているか、欠格事項に該当がないか等を書類審査します。

イ 書類審査において、不備がないと認められた申請団体が多数あった場合は、提出された「事業計画書」及び「収支計画書」により、選定委員会で「１次選定（選定基準による書類審査）」を行います。これにより、上位５団体程度を選出し、「２次選定（選定基準によるヒアリング）」を実施します。なお、１次選定の結果については、全ての申請者に通知します。

ウ ２次選定は、「事業計画書」、「収支計画書」及び「選定基準」に沿ってプレゼンテーションをお願いします。

エ プレゼンテーションの持ち時間は３０分以内、質疑応答は最大２０分程度とし「選定基準」に基づき、選定委員会が採点・審査を行います。２次選定は、令和４年１０月７日（金）に実施します。

（４） 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかったとき。

イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したとき。

ウ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更したとき。

エ 申請書類に虚偽又は不正があったとき。

- オ 選定委員会委員に個別に接触したとき。
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- ク その他不正な行為があったとき。

6 管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

ア 文化ホール・地域交流館（共有スペース・その他含む）

（ア） 開館時間：9時から22時

（イ） 休館日：毎週火曜日（祝日の場合は翌平日）・年末年始（12月29日～1月3日）

イ 図書館

（ア） 開館時間：通常9時から19時（金曜日のみ9時から20時）

（イ） 休館日：毎週火曜日（祝日の場合は翌平日）・年末年始（12月29日～1月3日）

・月末日（月末日が休館日の場合はその前日）・特別整理期間（3月中に10日以内）

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市等の承認を得て変更ができることとします。

また、保守点検等、施設の維持管理のために休館日を設ける場合、利用状況に配慮しながら実施日を設定し、市等の承認を得てください。その際、利用者の混乱を招かないように周知を行ってください。

(2) 利用の許可

ア 文化ホール・地域交流館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受ける必要があります。

イ 指定管理者は、文化ホール・地域交流館の利用を許可する場合は、必要な条件を付することができます。

(3) 利用許可の取消し等

指定管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができます。

ア 伊予市文化交流センター条例（平成30年条例第16号）若しくは伊予市立図書館設置条例（平成30年条例第17号）に違反したとき。

イ 指定管理者の指示に従わないとき。

ウ 建物又は設備を損傷又は滅失するおそれがあるとき。

エ 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

オ 利用の許可条件に違反したとき。

カ その他施設の管理又は運営上支障があるとき。

7 業務の範囲及び具体的内容

業務の範囲及び具体的内容については、「指定管理者業務仕様書」のとおりとします。

8 全部委託の禁止

指定管理者は、業務の全部を第三者に委託することはできませんが、事前に市等の許可を受けた場合は、個別業務を第三者に委託することができます。

9 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で予定しています。ただし、市等は、施設の管理の適正を期するために行った指示に指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

10 管理運営に要する経費

(1) 管理運営収入

交流センターは利用料金制を採用しますので、指定管理者は、利用者が納付する利用料金及びその他施設の管理運営に係る収入を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。なお、利用料金の額の設定又は変更にあたっては、指定管理者が伊予市文化交流センター条例（平成30年条例第16号）で定める額の範囲内において市長の許可を得て定めるものとします。

ア 利用料金収入（文化ホール・地域交流館の利用に係る料金）

イ 各種事業からの収入（指定管理者が市長の承認を得て行う自主事業による収入）

ウ 目的外使用における収入（自動販売機等設置による収入）

(2) 指定管理料

ア 利用料金収入のほかに、施設の管理運営に要する費用に充てるため、市等は、指定管理者に対し指定管理料を支払います。指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金、その他収入等の収入見込額を差し引いた額とし、次の金額を参考に事業計画書及び収支計画書を作成してください。

指定管理料の上限額（3年間） **276,793,000円**
（消費税及び地方消費税を含む）

イ 指定管理料の額は、公募の際に提出された事業計画書及び収支計画書に基づき、市等と指定管理者が締結する協定において定めます。

ウ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しません。また、指定管理者の経営努力により生じた利益については、原則として指定管理者の利益とします。

エ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。支払の時期、方法については、別途協定において定めます。

(3) 経理及び管理口座

指定管理者の業務にかかる経費及び収入は、他の業務に係るものと区別して経理するとともに、団体自体の銀行口座とは別の口座で管理してください。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定手続きに先立ち、市議会の議決を経る必要があります。市議会での指定の議決を経て、指定管理者の候補者を指定管理者として指定する予定です。

指定管理者を指定したときは、指定手続条例第6条の規定に基づき、告示を行うとともに指定した団体に文書で通知します。

(2) 指定管理者との協定の締結

市等と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、市等と指定管理者が締結する協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議し、指定の期間を通じての管理業務を定める基本協定と年度別協定を締結します。

(3) 協定の内容

協定の内容は、次のとおりとします。

ア 指定期間に関する事項

イ 事業計画に関する事項（自主事業を含む。）

ウ 利用料金に関する事項

エ 事業報告及び業務報告に関する事項

オ 指定管理料に関する事項

カ 個人情報の保護に関する事項

キ 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項

ク その他必要となる事項

(4) その他

協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議のうえ、協定を改定することができることとします。

12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

指定管理者の業務開始前までの期間に、候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(1) 市議会において指定に係る議案が否決されたとき。

(2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

(3) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

(4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

(5) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(6) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。

(7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が発生したとき。